

表-1

富士市立中央病院医療事務業務委託 評価項目および評価基準

評価対象	評価項目	評価の着眼点(評価基準)	配点
1 経営状態	直近の経営状態	前年度決算について債務超過でない	20 点
		前年度決算について経常利益がある	20 点
	受託実績	企業全体の受託実績、公的機関で病床数400床以上の病院における実績(電子カルテ、レセプト電算システム導入病院、DPC対象、準備病院の別)	20 点
2 人員配置	総括管理責任者の資格、経験及び配置を評価する	(総括管理責任者の資格、経験) 診療情報管理士及びその他の資格を有し、かつ現場責任者としての実務経験を3年以上有する	40 点
		(副総括管理責任者の資格、経験) 診療情報管理士及びその他の資格を有し、現場責任者としての実務経験を3年以上有する	25 点
	業務従事者の適正配置及び有資格者の配置に係る評価	仕様書に基づく配置計画	25 点
		「診療情報管理士」の予定配置人数	20 点
		「診療報酬請求事務能力認定試験合格者」の予定配置人数	20 点
3 業務体制	責任体制	主任、副主任の配置	20 点
		担当業務間連携の組織体制	20 点
	人材確保体制	欠員時の速やかな補充体制	20 点
		公募時の採用から業務に従事するまでの流れ	20 点
		定着率向上策	15 点
	配属条件、資質	配属条件、求める資質の考え方が基本方針として整備されている	20 点
	教育研修体制、方針、内容	業務従事者の教育体制、方針、研修プログラム	20 点
		研修内容として新人教育、接客、保険内容、算定事務等の専門教育	15 点
		採用及び異動等のシステム及びその事例として一般的なモデルケース	15 点

評価対象		評価項目	評価の着眼点(評価基準)	配点
3	業務体制	業務指導及び監査	具体的なマニュアルの整備、実施	20 点
		災害発生時の業務体制	災害が発生した場合に速やかに対応できる組織体制が整備されている	20 点
		選定後のスケジュール	引継ぎスケジュール、配置人員の投入期間の明示	15 点
4	レセプト業務	レセプト作成・点検業務に係る評価	レセプト実施計画	15 点
			レセプトマニュアル	15 点
			精度向上教育・研修	15 点
			諸問題の把握、医師など病院職員と協働体制	15 点
			DPC検証業務において自社ソフト等による検証体制	15 点
		レセプトの返戻、査定防止及び削減策に係る評価	対策マニュアルの整備	15 点
			状況の把握と医師など病院職員へのフィードバック	15 点
			返戻、査定防止に関する研修、勉強会が実施されている	15 点
		診療報酬改定時の支援協力体制について評価する	支援協力体制について具体的な提案がある (取得可能な点数の提案、改定における影響額の算出等)	20 点
			業務従事者に対する研修・教育方法	20 点

評価対象		評価項目	評価の着眼点(評価基準)	配点
5	業務内容		病院経営改善につながる企業全体としての取組	20 点
		医療事務業務における病院経営改善につながる提案、姿勢	病院経営改善につながる具体的な提案	20 点
			医療事務業務の業務改善、運用提案	15 点
		患者サービス向上の考え方、取組、体制を評価する	対面を伴う業務の基本方針	20 点
			患者の視点と病院の視点の捉え方	20 点
			患者サービス向上のための取り扱い事例	15 点
		トラブル・クレーム対応、処理能力を評価する	体制についてフローチャート	10 点
			対応マニュアル	10 点
			対応研修	10 点
		窓口収納に対する取組み	窓口収納の利用者に適切なサービスの取組み	20 点
			未収金発生抑制の取組み	20 点
		6	その他	仕様書にない業務が発生した場合の対応能力
事業者のセールスポイント等の評価	当該評価項目にない事業者独自のセールスポイントの提示			25 点
7	金額評価	令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3か年(36ヶ月)の提案価格(見積額に同じ)	価格上限額を設定する。「提案価格」が「価格上限額」を超えた業者は失格とする。なお、価格上限額は723,175,200円とする	200 点
			「提案価格」が当院が設定する「評価基準価格」を上回る場合は、「評価基準価格」を基準とした価格差に対する「減点方式」とする	
			それぞれの価格は令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3か年のとし、消費税及び地方消費税額を含む金額とする	